

麻薬を紛失した時の対応

紛失発見者

麻薬管理者
医療安全推進部

報告する

1. 紛失発見者は紛失に気付いた時点で以下へ報告し、指示を仰ぐ

- 所属部署の責任者
- 麻薬管理者(薬剤部2669)
- 医療安全推進部(3977)

2. 紛失に気づいた時点での状況を確認する

- 誰に処方された麻薬なのか
- 紛失した麻薬の種類と数量
- 紛失者が明確な場合 → 紛失した経緯を時系列で確認
紛失者が不明確な場合 → 最後に正確な数を確認した日時と
人物の確認
- 紛失したと考えられる時間帯に該当フロアで勤務していた 職員の確認

3. 紛失した可能性がある場所を探す

- 紛失者が行動した範囲(廊下、病室内、衣服のポケット等)
- 廃棄した可能性のある廃棄箱
- フロアを清掃した清掃業者にも落下していなかったか確認

4. 紛失者が明瞭な場合

始末書と紛失した経緯を記した書類を麻薬管理者へ提出

- 始末書は当事者が直筆で記載(証人が必要)
- 事実経過を詳細に時系列で記載する

5. 麻薬管理者は紛失事故の件を以下へ報告する

- 病院長
- 医療安全推進部(3977)
- 保健所

6. 麻薬管理者は麻薬事故届を保健所に提出